

新しい個人情報保護制度のあり方検討会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、改正個人情報保護法（令和3年5月19日公布。以下「改正法」という。）により見直しの検討が必要となる県内地方公共団体の個人情報保護制度のあり方について、有識者等の意見を聴取することを目的として開催する新しい個人情報保護制度のあり方検討会（以下「検討会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 検討会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。
(1) 改正法に伴う、県内地方公共団体の個人情報保護制度の見直しに関すること
(2) その他個人情報保護制度に関すること

(構成員)

第3条 検討会は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから県民参画協働課長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

(座長)

第4条 検討会に、座長を置く。
2 座長は、委員の互選によりこれを定める。
3 座長は会議の進行を務めるものとし、座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 検討会は、県民参画協働課長が必要に応じて招集し、開催する。
2 県民参画協働課長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、県民参画協働課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営等に関して必要な事項は、県民参画協働課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。